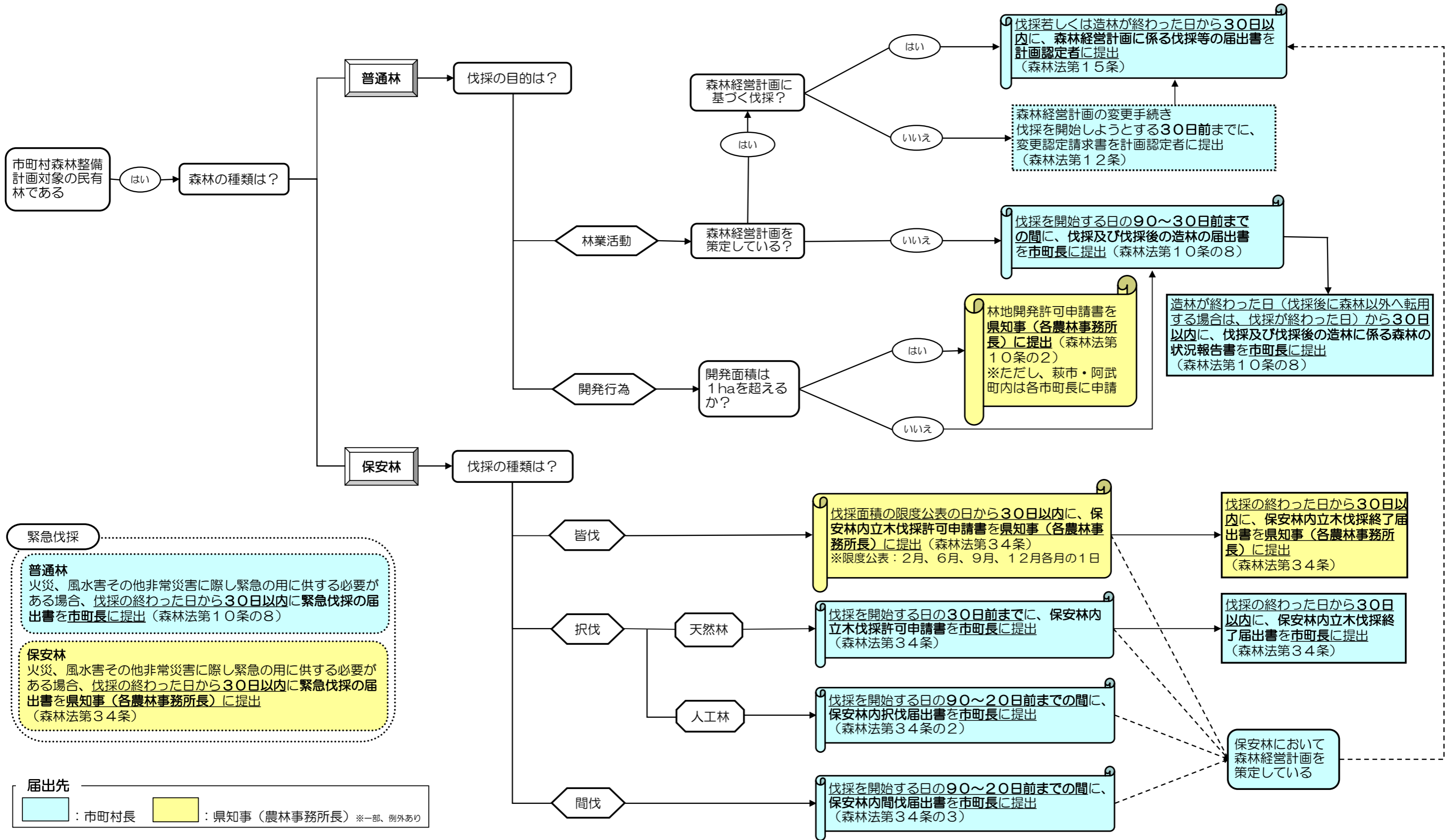


森林法に係る立木の伐採手続きフロー



緊急伐採

普通林
火災、風水害その他非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合、伐採の終わった日から30日以内に緊急伐採の届出書を市町長に提出 (森林法第10条の8)

保安林
火災、風水害その他非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合、伐採の終わった日から30日以内に緊急伐採の届出書を県知事(各農林事務所長)に提出 (森林法第34条)

届出先

□ : 市町村長 □ : 県知事(農林事務所長) ※一部、例外あり